

宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知）に定めるもののほか、木材産業等高度化推進資金合理化計画（以下「合理化計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(合理化計画)

第2 合理化計画は、生産工程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）又は事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）とする。

(合理化計画認定対象者)

第3 合理化計画の認定対象者は、次のとおりとする。

(1) 事業経営改善計画

ア 県内に住所を有し、次に掲げるものとする。

- (ア) 森林組合又は森林組合連合会
- (イ) 森林所有者又はその組織する団体（生産森林組合を含む。）
- (ウ) 素材生産業を営む者又はその組織する団体
- (エ) 木材製造業を営む者又はその組織する団体
- (オ) 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
- (カ) 木材市場を開設する者又はその組織する団体

イ アの（イ）から（カ）までに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね4人（次に掲げる者にあつては2人）以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体（以下「数人共同事業体」という。）として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えているものとする。

(ア) 素材生産等促進資金を借り受けようとする者のうち、木材の年間取扱量がおおむね3,000 m³以上の者又は間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者。

(イ) 新規需要創出資金を借り受けようとする者

(ウ) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項の登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者（以下「JAS認証業者」という。）又は1年以内に当該認証を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者

ウ 単独事業体については、次のいずれかを満たしていることが必要である。

なお、知事が必要とする場合、木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定す

ることができるものとする。

- (ア) 木材の年間取扱量がおおむね3,000 m³以上の事業体（素材生産等促進資金を借り受けようとする第3の(1)のアの(イ)から(エ)までに掲げる者にあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,500 m³以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000 m³以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。）
 - (イ) 新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量の増加が見込める事業体
 - (ウ) 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体
 - (エ) 日本農林規格等に関する法律第2条第3項に規定する登録認証機関の認証（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）のうち、構造用製材に係るものに限る。）を受けた木材製造業を営む者
- (2) 構造改善計画
- ア 前号のアに掲げる者との共同で申請する者であつて、次に掲げるものとする。
 - (ア) 前号のアに掲げる者
 - (イ) 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とする者
 - (ウ) 建築工事業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (エ) 大工工事業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (オ) 家具製造業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (カ) 設計監理業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (キ) インテリアデザイン業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (ク) パルプ製造業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (ケ) 紙製造業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - (コ) 電気業に属する事業を行う者又はその組織する団体
 - イ アの(ウ)から(コ)までに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、数人共同事業体である場合には、目的、名称及び代表者等に関する定めを備えているものとする。

（合理化計画の期間）

第4 合理化計画の期間は、5年とする。

（合理化計画の認定基準）

第5 合理化計画の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 事業経営改善計画

- ア 事業の経営改善の基本的方向が、基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。
- イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。
- ウ 素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従

事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、J A S 認証業者等にあつては、木材 J A S 製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。

エ 新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、国産材の取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。

（２）構造改善計画

ア 共同申請する事業体間において、立木、素材又は木材製品について、長期的かつ安定的な供給・取引に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。ただし、第３の（２）のアの（ウ）から（コ）までに掲げるものが共同申請者の場合には、他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

エ 木材高度加工資金を借り受けようとする場合は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の全てを満たすこと。

（ア）アの契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者（関連事業者又はその組織する団体を除く。）の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の１割以上であること。

（イ）申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね２割以上拡大すること。

（ウ）素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材 J A S 製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

（合理化計画の認定申請）

第６ 合理化計画の認定申請者は、宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱（平成５年１２月１６日施行）第４に定める貸付資金の種類ごとに、計画始期の２か月前までに、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和５８年８月２３日５４林野企第８３号林野庁長官通知）において定められた様式による認定申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

（１）数人共同事業体（目的、名称及び代表者等に関する定めを備えているものとする。）の場合は団体の規約等

（２）財務状況のわかる資料として最近３か年の貸借対照表及び損益計算書

（３）構成員ごとの最近３か年の事業の現状が確認できる別記様式第１号による取扱実績一覧表又はそれに代わる資料

（４）構造改善計画に係る認定申請を行う場合は、共同申請する事業体間における契約書、協定書等の写し

（合理化計画の認定）

第７ 知事は、合理化計画を認定したときは、認定書によりその旨を本人に通知するとともに、

関係機関に通知するものとする。

（合理化計画の変更認定）

第8 合理化計画の認定を受けた者は、当該認定に係る合理化計画について次の事項を変更しようとするときは、変更認定申請書を知事に提出するものとする。

（1）事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更（数人共同事業体の構成員の変更及び木材取扱規模（木材JAS製品の生産規模）の目標の変更を含む。）

（2）木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業費総額の3割以上の変更

2 合理化計画の変更認定申請及び変更認定については、第6及び第7の規定を準用する。

（合理化計画の認定取消し）

第9 知事は、合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認められるときは、合理化計画の認定を取り消すものとする。

2 知事は、合理化計画の認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するとともに、関係機関に通知するものとする。

（実績の報告）

第10 合理化計画の認定を受けた者は、合理化計画上の各年度終了後2か月以内（合理化計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで）に、別記様式第2号に次に掲げる書類を添付して、当該年度の実績について知事に報告するものとする。

（1）構成員ごとの実績報告

（2）構成員ごとの事業の現状が確認できる別記様式第1号による取扱実績一覧表又はそれに代わる資料

（届出）

第11 合理化計画の認定を受けた者は、住所又は代表者を変更したときは、別記様式第3号により知事に届け出るものとし、知事は、その内容を関係機関に通知するものとする。

（合理化計画認定申請書等の提出場所、提出部数）

第12 この要領により知事に提出する書類は、申請者の代表者の所在地を管轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）に正本1通及びその写し1通を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者の代表者の所在地を地方振興事務所地域事務所長（以下「地域事務所長」という。）が管轄する場合は当該地域事務所長に正本1通及びその写し1通を提出するものとする。

3 前項の書類について、電子申請により提出する場合は、写しの提出は不要とする。

（合理化計画認定申請書及び変更認定申請書の確認等）

第13 地方振興事務所長又は地域事務所長は、合理化計画認定申請書の提出があった場合は、速やかに別表合理化計画調査表に基づき内容を確認し、別記様式第4号の合理化計画調査復命書を資金の種類別に作成するものとする。

- 2 地方振興事務所長又は地域事務所長は、数人共同事業体から合理化計画認定申請書が提出された場合であって、当該数人共同事業体の構成員が、認定書が提出された地方振興事務所長又は地域事務所長の管轄する区域（地域事務所を置く地方振興事務所にあつては、地域事務所の管轄する区域を除く。以下同じ。）外に所在地を有する場合は、別記様式第5号により、その管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長へ構成員別の書類を送付するものとする。
- 3 前項の送付を受けた地方振興事務所長又は地域事務所長は、第1項を準用し、合理化計画調査復命書を作成するものとし、別記様式第6号により、申請者の代表者の所在地を管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長あて送付するものとする。
- 4 申請者の代表者の所在地を管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長は、提出された合理化計画認定申請書に、第1項又は前項で作成した合理化計画調査復命書（合理化計画調査表を添付）を添付し、速やかに水産林政部長へ進達するものとする。

（実績報告の確認等）

- 第14 地方振興事務所長又は地域事務所長は、第10の実績報告があつた場合は、速やかに内容を確認し、別記様式第7号の確認調査復命書を資金の種類別に作成するものとする。
- 2 数人共同事業体の実績報告書の場合は、第13第2項及び第3項の規定を準用するものとする。
 - 3 代表者の所在地を管轄する地方振興事務所長又は地域事務所長は、実績報告に確認調査復命書を添付し、速やかに水産林政部長へ進達するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領（平成5年12月16日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

ただし、この要領の改正前に認定された木材産業等高度化推進資金に係る合理化計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

ただし、この要領の改正前に認定された木材産業等高度化推進資金に係る合理化計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和６年１０月８日から施行する。

ただし、この要領の改正前に認定された木材産業等高度化推進資金に係る合理化計画については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和７年６月２日から施行する。

ただし、この要領の改正前に認定された木材産業等高度化推進資金に係る合理化計画については、なお従前の例による。